

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）※議員立法

- 第1条（目的）：この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、（略）部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。
- 第2条（基本理念）：部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。
- 第3条（国及び地方公共団体の責務）①：国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 第5条（教育及び啓発）①：国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

部落差別（同和問題）の現状

1 部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく実態調査

- 有識者会議の検討結果を踏まえ、平成30年度～令和元年度にかけて以下の内容について調査を実施、令和2年6月に取りまとめ結果公表
- 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査
 - 地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査
 - インターネット上の部落差別の実態に係る調査
 - 一般国民に対する意識調査

○調査から明らかになった部落差別の実態

- ☑主に①特定の者を対象とする表現行為
②特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）
③結婚・交際
- ☑正しい理解が進む一方、心理面における偏見、差別意識は依然残る 等

①、②についてはインターネット上のものが増加傾向

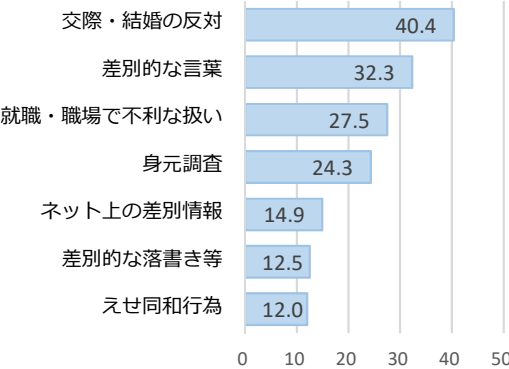
3 識別情報の摘示

- 近年、インターネット上で、特定の地域を同和地区と指摘する「識別情報の摘示」が増加
- ⇒ 令和3年：296件、令和4年：414件、令和5年：430件
- ※ 法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始したインターネット上の「識別情報の摘示」に関する人権侵犯事件数
- ⇒ 当該情報を認知した場合は、当該情報の削除をプロバイダ事業者等に対して削除要請するなどしている

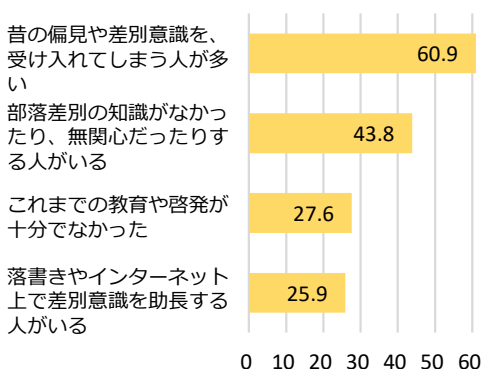
2 人権擁護に関する世論調査（内閣府：R4.11発表）

- 調査期間はR4.8.4～同9.11。日本国籍を有する者3,000人が対象
※有効回収数1,556人（有効回収率51.9%）
- （1）人権問題に関する関心
日本における人権問題について関心のあるものについては、インターネット上の誹謗中傷等（53.0%）、障害者（50.8%）、子ども（43.1%）の順となっており、部落差別（同和問題）は17.0%。
- （2）部落差別（同和問題）に関する人権問題と存在する理由
※部落差別・同和問題を知っているとする者を対象。複数回答

○部落差別（同和問題）に関して人権問題だと思ったこと（一部抜粋）



○現在もなお部落差別（同和問題）が存在する理由（一部抜粋）



部落差別（同和問題）の解消に向けた政府の取組

(1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

○法務省の人権擁護機関における取組として、

- 講演会や研修等の開催
- 部落差別解消推進法の施行を周知するためのリーフレットや啓発冊子を作成、配布
- 部落差別（同和問題）をテーマにした啓発動画を作成し、YouTube「法務省チャンネル」で配信



- ⇒・「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』
／『同和問題 未来に向けて』」
・「『誰か』のこと じゃない。（部落差別（同和問題）編）」
- 人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じた被害の救済及び予防

(3) 公正な選考採用システムの確立

○人権に配慮し、応募者の適性・能力に基づいた公正な選考採用システムの確立のための厚生労働省の取組として、

- 「公正採用選考人権啓発推進員」を一定規模以上の事業所に配置、各労働局及びハローワークが同推進員に対して研修会を開催
- 企業トップクラスに対する研修会を開催
- 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- 公正採用選考に関する特設ウェブサイトの運用、公正採用選考について解説した啓発動画の掲載
- 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施



(2) 学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組

○文部科学省における取組として、

（学校教育）

- 各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等において、部落差別解消推進法の趣旨や部落差別（同和問題）を解消するための教育活動等について情報提供するなど、各種機会を通じた周知の実施

（社会教育）

- 専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習において、人権教育に関するプログラムを実施

(4) 不動産取引業者に対する指導及び人権問題に関する研修の実施

○国土交通省の取組として、

- 人権問題に関する教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を不動産業の業界団体に通知・要請
- 宅地建物取引士の法定講習科目に人権問題を設定、部落差別（同和問題）を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施

(5) えせ同和行為の排除に向けた取組

○部落差別（同和問題）の解消を阻む要因であるえせ同和行為の排除に向けた取組として、

- 関係府省庁から成る「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を実施
- 全国の法務局・地方法務局を事務局とし、各種の国の機関や地方公共団体、弁護士会等が参加、情報交換等を行う「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を実施
- えせ同和行為を含めた各種人権問題に係る啓発冊子の配布等